

## 医薬品卸売販売業者における価格交渉促進のための 運用方針

### 第1 目的

この運用方針は、妥結率が低い保険薬局及び保険医療機関（許可病床数が200床以上である病院に限る。）（以下「保険薬局等」という。）に係る医療用医薬品の流通上の適正化策として、厚生労働省医政局経済課（以下「経済課」という。）に設置した相談窓口での対応及び当該保険薬局等と取引のある医薬品卸売販売業者に対して価格交渉の促進を図る必要があると判断した場合に実施する行政指導等の取扱いを定めるものとする。

### 第2 相談窓口の設置

#### 1 相談を受ける対象

保険薬局

保険医療機関（許可病床数が200床以上である病院に限る）

#### 2 相談内容

（1）価格提示の遅延行為

（2）価格交渉の遅延行為

（3）「妥結しなければいわゆる未妥結減算が適用される」ということを明示した交渉行為

（4）「妥結率の根拠となる資料」の提出の拒否又は遅延行為

（注）なお、価格交渉における個別の価格水準に関する相談は、当事者間の問題であり、相談の対象外とする。

#### 3 相談内容の事実確認

相談を受けた内容により、経済課は当該保険薬局等と取引のある医薬品卸売販売業者に対して事実確認を行う。

### 第3 行政指導等

#### 1 行政指導の取扱い

経済課は、第2の3の事実確認の結果、当該医薬品卸売販売業者に対して行政指導の必要があると判断した場合には、行政手続法（平成5年法律第88号）の規定に基づき、当該医薬品卸売販売業者に対して当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を文書により示すものとする。

(1) 行政指導の対象行為

ア 価格提示の遅延行為

イ 価格交渉の遅延行為

ウ 「妥結しなければいわゆる未妥結減算が適用される」ということを明示した交渉行為

エ 「妥結率の根拠となる資料」の提出の拒否又は遅延行為

(2) 行政指導の手順

ア 改善指導

第2の3の事実確認の結果、当該医薬品卸売販売業者に対して価格交渉の促進を図るために行政指導の必要があると判断した場合には、価格交渉を促進するよう改善指導を実施する。

イ 改善指導後の確認

アの改善指導を実施した場合、当該医薬品卸売販売業者及び相談を受けた保険薬局等に対し、改善の状況等について確認を行う。

ウ 顛末書の徴収

イの確認により改善がみられないことを確認した場合には、必要に応じ、当該医薬品卸売販売業者に対して改めて改善指導を実施するとともに、改善が進まない理由等について顛末書を徴収し、更に改善を促す。

2 医薬品卸売販売業者名等の公表

経済課は、1の行政指導によっても当該医薬品卸売販売業者が改善を行わなかった場合であって、価格交渉を促進するために広く関係者に対し情報提供を行うことが必要と判断した場合には、当該医薬品卸売販売業者名及び第3の1(1)の行政指導の対象行為を公表する。

3 台帳への記録

行政指導等を実施した場合には、その内容を台帳に記録し、保存する。

第4 施行

本運用方針は、保険薬局等への平成26年4月納入分にかかる取引から適用する。

## 医療用医薬品購入の取引がある医薬品卸売販売業者に関する相談窓口の設置について

### 【連絡先】

電話番号：03-5253-1111（内線2598、2536）

ファックス番号：03-3507-9041

厚生労働省医政局経済課

### 【相談を受ける対象施設】

- ・ 保険薬局
- ・ 保険医療機関（許可病床数が200床以上である病院に限る）

### 【相談を受ける内容】

医療用医薬品購入の取引がある医薬品卸売販売業者に関する相談例)

- ・ 価格提示を依頼しても全く提示されない。
- ・ 価格交渉を要請しても全く対応してもらえない。
- ・ 「妥結しなければいわゆる未妥結減算が適用される」ということを明示した交渉を行っている。
- ・ 「妥結率の根拠となる資料」を提出してもらえない。

など

なお、価格交渉における個別の価格水準に関する相談は、当事者間の問題であり、厚生労働省は対応できかねますので、ご了承願います。

※相談される際には、内容を正確に把握するため、電話に加え、別紙1の相談票により詳細な情報をファックスにてご提供願います。

※相談内容の事実関係を確認するため、提出頂いた相談票（別紙1）は、原則としてそのまま卸売販売業者へ送付します。正確を期すための取扱であり、ご了承願います。

※卸売販売業者からは、厚生労働省が送付した相談票に対する回答書（別紙2）を提出いただきます。当該回答書は、原則としてそのまま保険薬局等へ送付します。正確を期すための取扱であり、ご了承願います。

厚生労働省 医政局 経済課 流通指導官 宛 (FAX: 03-3507-9041)

## 保険薬局等と医療用医薬品購入の取引がある 卸売販売業者に関する相談票

受付年月日：平成 年 月 日 | 受付No.：

保険薬局名：

保険医療機関名：

(許可病床数： 床)

ご担当者氏名：

ご連絡先：( ) -

卸売販売業者名：

支店(営業所)名：

【具体的な内容】

※受付年月日及び受付No.は厚生労働省で記入いたします。

※相談内容の事実関係を確認するため、提出頂いた相談票(別紙1)は、原則としてそのまま卸売販売業者へ送付します。正確を期すための取扱であり、ご了承願います。

厚生労働省 医政局 経済課 流通指導官 宛 (FAX: 03-3507-9041)

## 保険薬局等と医療用医薬品購入の取引がある 卸売販売業者に関する相談に対する回答書

回答受理年月日：平成 年 月 日 | 受付No.：

卸売販売業者名：

支店（営業所）名：

ご担当者氏名：

ご連絡先：（ ） —

【卸売販売業者からの回答】

※回答受理年月日及び受付No.は厚生労働省で記入いたします。

※卸売販売業者からは、厚生労働省が送付した相談票に対する回答書（別紙2）を提出いただきます。当該回答書は、原則としてそのまま保険薬局等へ送付します。正確を期すための取扱であり、ご了承願います。

